

鉄道事業法等の一部を改正する法律要綱

第一 鉄道事業法の一部改正

1 貨物鉄道事業の参入規制等の見直し

一 貨物鉄道事業の参入の許可について、附則において当分の間審査することとされている需給調整要件を廃止すること。（附則第七条関係）

二 貨物鉄道事業の休廃止について、附則において当分の間許可制とされているが、これを事前届出制（廃止については六月前の事前届出制）とすること。（第二十八条の二及び附則第七条関係）

2 貨物鉄道事業の運賃料金規制の見直し

一 貨物鉄道事業の運賃及び料金について、上限の認可等の事前規制を廃止すること。（第十六条関係）

二 国土交通大臣は、貨物鉄道事業の運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該運賃又は料金の変更を命ずることができることとすること。（第二十条

三条関係）

3 貨物の引継ぎ等の円滑化のための措置

鉄道事業者は、他の運送事業者の運送との間の旅客の乗継ぎ又は貨物の引継ぎを円滑に行うための措置を講ずるよう努めなければならないこととする。 (第二十二條の二関係)

4 その他所要の改正を行うこと。

第二 貨物運送取扱事業法の一部改正

1 題名の改正

題名を貨物利用運送事業法に改めること。(題名関係)

2 第一種貨物利用運送事業の参入規制の見直し

第一種貨物利用運送事業の参入規制を許可制から登録制に改めること。(第三條から第七條まで関

係)

3 貨物利用運送事業の運賃料金規制の見直し

一 貨物利用運送事業の運賃及び料金の事前届出制を廃止すること。(第九條関係)

二 国土交通大臣は、貨物利用運送事業の運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害してい

る事実があると認めるときは、当該運賃又は料金の変更を命ずることができることとする。 (第十二条及び第二十八条関係)

4 運送取次事業の規制の廃止

運送取次事業について、参入の登録制、運賃及び料金の事前届出制等すべての規制を廃止すること。(第二条及び第三章関係)

5 その他

一 第二種貨物利用運送事業として、船舶運航事業者の行う運送を利用するものを追加すること。(第

二条関係)

二 貨物利用運送事業者がその事業に附帯して貨物の荷造り、保管又は仕分を行うときは、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならないこととともに、国土交通大臣は、当該措置を講ずることを命ずることができることとする。 (第十八条及び第三十四条関係)

三 貨物自動車運送事業者が行う貨物自動車利用運送について、第一種貨物利用運送事業に対する規制を適用しないこととする。 (第十九条関係)

四 外国人等による国際貨物運送に係る貨物利用運送事業について、2から4まで並びに5一及び二と同様の改正を行うこと。（第四章関係）

五 貨物利用運送事業を営む者以外の者は、その行う営業が貨物利用運送事業であると人を誤認させるような行為をしてはならないこととするとともに、国土交通大臣は、誤認を防止するための措置を執ることを命ずることができるとすること。（第五十一条関係）

六 通運計算事業の届出を廃止すること。（第五十三条関係）

七 罰則に関し所要の改正を行うこと。（第六章関係）

八 その他所要の改正を行うこと。

第三 貨物自動車運送事業法の一部改正

1 一般貨物自動車運送事業の営業区域規制の廃止

一般貨物自動車運送事業について、発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する貨物の運送を禁止する営業区域規制を廃止すること。（第四条及び第十条関係）

2 一般貨物自動車運送事業の運賃料金規制の見直し

一 一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金の事前届出制を廃止すること。（第十一条関係）

二 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該運賃又は料金の変更を命ずることができることとする（第二十六条関係）

3 元請下請関係の規制の適正化

一 一般貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車利用運送について、一般貨物自動車運送事業の規制を適用することとする。（第二条関係）

二 一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合には、その利用する一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならないこととする。（第二十二條の二関係）

4 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の権限の見直し

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、苦情の解決その他の事業の実施に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができること

とすること。(第三十九条の二及び第三十九条の三関係)

5 その他

一 特定貨物自動車運送事業について、1、2一及び3と同様の改正を行うこと。(第二条及び第三十

五条関係)

二 罰則に関し所要の改正を行うこと。(第六章関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第四 附則関係

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めること。(附則第二条から第十条まで関係)

3 この法律の施行に伴い必要となる関係法律の規定の整備を行うこと。(附則第十一条から第二十六条

まで関係)